

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年12月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農地の公売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 8号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 阿部 眞佐雄 委員 | 3番 小川 弘 樹 委員 |
| 4番 渡邊 勝 夫 委員 | 6番 三師 満 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 小林 茂 宏 委員 |
| 9番 坂井 浩 行 委員 | 10番 原田 勝 委員 |
| 11番 渡邊 一 英 委員 | 12番 廣川 哲 也 委員 |
| 13番 清野 秀 作 委員 | 14番 佐藤 秀 樹 委員 |
| 15番 佐藤 一 富 委員 | 16番 藤田 吉 則 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊 稔 委員 |
| 19番 佐藤 裕 雄 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

1 番 野 崎 文 夫 委 員

5 番 田 邊 敦 子 委 員

推進委員出席委員 18名

飯 塚 栄三千 委員

稲 田 守 委員

井 上 利 弥 委員

内 山 清 委員

内 山 敏 雄 委員

大 桃 伸 之 委員

刈 屋 一 夫 委員

蒲 澤 利 嗣 委員

蒲 澤 正 委員

北 澤 正 之 委員

栞 原 一 郎 委員

捧 幸 伸 委員

長谷川 淨 二 委員

原 田 孝 一 委員

松 岡 博 一 委員

吉 田 精 一 委員

吉 田 昇 委員

渡 邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 清 水 学

経 営 基 盤 係 長 早 川 実

経 営 基 盤 係 主 任 長谷川 義 隆

臨 時 職 員 渡 辺 真 那

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

それでは、これより会議に入ります。

最初出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。9番、坂井浩行委員、11番、渡邊一英委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃると思いますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げたいと思います。お手元に配付をさせていただきました議第2号及び報第5号、正誤表もあわせてご覧をお願いしたいと思います。

最初に、議案93ページをお願いいたします。議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』の1番ですが、借受人・譲受人の〇〇〇〇の経営面積が「5, 944a」となっておりましたが、10月総会でご審議をいただきました農用地利用配分計画の県公告がまだ済んでおりませんので、現在の経営面積は「ゼロa」でございます。

また、95ページの7番、96ページの8番も、同様に借受人・譲受人の〇〇〇〇の経営面積は「ゼロa」でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、122ページと正誤表の裏面をお願いしたいと思います。報第5号『作付変更届について』の17番の届出の土地の5筆目の大字及び字が間違っておりました。正しくは、大字の欄が「駒込」、字の欄が「赤坂」でありますので、訂正をお願いいたします。

訂正は以上であります。今後このようなことのないように努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、改めまして、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明をいたします。1ページをご覧願います。今月の申請は5件で、合計面積1万97㎡であります。なお、いずれも先ほど開催をされました農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただいた案件でございます。

290番は、駒込地内の農地1筆、1,686㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

291番は、井栗地内の農地1筆、2,023㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

292番は、下保内地内の農地1筆、2,260㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

293番は、渡前地内の農地1筆、2,498㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

294番は、鬼木地内の農地1筆、1,630㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いいたします。続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明をいたします。

88ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定56件、面積25万8,499.

84㎡、再設定182件、面積100万6,121.53㎡、合計では238件、面積126万4,621.37㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの295番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

295番から16ページの342番までの48件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

295番は、新光地内の農地2筆、1,367㎡。

296番は、月岡地内の農地28筆、8,788㎡。

297番は、月岡地内の農地1筆、288㎡。

298番は、月岡地内の農地2筆、1,010㎡。

299番は、月岡地内の農地1筆、204㎡。

4ページをお願いいたします。300番は、月岡地内の農地5筆、1,439㎡。

301番は、月岡地内の農地1筆、693㎡。

302番は、東大崎地内の農地8筆、1万1,407㎡。

303番は、大面地内の農地1筆、1,004㎡。

304番は、東光寺地内の農地2筆、6,840㎡。

305番は、一ツ屋敷新田地内の農地2筆、3,474㎡。

306番は、飯田地内の農地8筆、1万7,621㎡。

307番は、江口地内の農地7筆、1万4,384㎡。

308番は、鹿峠地内の農地1筆、3,781㎡。

309番は、笹岡地内の農地1筆、2,662㎡。

310番は、原地内の農地6筆、1,162㎡。

311番は、広手地内の農地1筆、2,486㎡。

312番は、広手地内の農地3筆、5,561㎡。

313番は、広手地内の農地1筆、1,897㎡。

8ページをお願いいたします。314番は、広手地内の農地2筆、3,661㎡。

315番は、森町地内の農地3筆、3,772㎡。

316番は、井栗1丁目地内の農地2筆、4,026㎡。

317番は、荻島地内の農地4筆、3,073㎡。

318番は、荻島地内の農地1筆、611㎡。

319番は、上保内地内の農地1筆、651㎡。

320番は、上保内地内の農地7筆、719.82㎡。

321番は、代官島地内の農地1筆、1,031㎡。

10ページをお願いいたします。322番は、月岡地内の農地1筆、723㎡。

323番は、月岡地内の農地2筆、1,446㎡。

324番は、中曽根新田地内の農地1筆、4,475㎡。

325番は、中曽根新田地内の農地2筆、5,824㎡。

3 2 6 番は、飯田地内の農地 1 筆、2, 0 2 8 m²。

3 2 7 番は、笹岡地内の農地 4 筆、1 万 6 5 5 m²。

3 2 8 番は、井栗地内外の農地計 4 筆、5, 8 2 0 m²。

3 2 9 番は、金子新田地内の農地 1 筆、3, 2 9 7 m²。

1 2 ページをお願いいたします。3 3 0 番は、鶴田地内外の農地計 2 0 筆、1 万 8, 5 2 6 m²。

3 3 1 番は、西本成寺 2 丁目地内の農地 2 筆、8 6 5 m²。

3 3 2 番は、西本成寺 2 丁目地内の農地 1 筆、8 1 9 m²。

3 3 3 番は、新光地内外の農地計 1 4 筆、1 万 1, 8 9 4 m²。

3 3 4 番は、東本成寺地内の農地 3 筆、1, 9 0 9 m²。

1 4 ページをお願いいたします。3 3 5 番は、東本成寺地内外の農地計 1 8 筆、1 万 3, 8 7 1 m²。

3 3 6 番は、帯織地内の農地 2 筆、9 7 0 m²。

3 3 7 番は、帯織南地内の農地 1 筆、2, 1 2 7 m²。

3 3 8 番は、猪子場新田地内の農地 1 筆、3 0 0 m²。

3 3 9 番は、馬場地内の農地 1 筆、1, 0 2 1 m²。

3 4 0 番は、貝喰新田地内の農地 1 筆、5 7 9 m²。

3 4 1 番は、岡野新田地内外の農地計 2 筆、4, 6 9 9 m²。

1 6 ページをお願いいたします。3 4 2 番は、下保内地内の農地 3 筆、2, 4 9 6 m²。

以上、4 8 件は、相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の 3 4 3 番から 2 0 ページの 3 5 0 番までの 8 件、合計面積 6 万 5 4 3. 0 2 m²は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、3 4 3 番から順にご説明をいたします。

3 4 3 番は、西中地内外の農地計 4 9 筆、2 万 2, 1 8 0. 0 2 m²。

1 8 ページをお願いいたします。3 4 4 番は、東鱈田地内外の農地計 1 3 筆、9, 2 1 8 m²。

3 4 5 番は、金子新田地内の農地 4 筆、3, 5 8 0 m²。

3 4 6 番は、西中地内外の農地計 6 筆、1, 7 3 4 m²。

3 4 7 番は、東鱈田地内外の農地計 4 筆、8, 2 2 2 m²。

3 4 8 番は、東鱈田地内外の農地計 5 筆、7, 3 9 1 m²。

2 0 ページをお願いいたします。3 4 9 番は、小滝地内の農地 4 筆、3, 4 0 4 m²。

3 5 0 番は、鬼木新田地内の農地 9 筆、4, 8 1 4 m²。

以上、8 件は、新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の 3 5 1 番から 8 7 ページの 5 3 2 番までの 1 8 2 件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地集積円滑化事業に係る案件につきましてご説明をいたします。

9 2 ページをお願いいたします。今月の申請は 1 0 件で、合計面積 6 万 3, 1 0 6.

61㎡であります。

89ページにお戻りをお願いいたします。597番の3、東大崎地内の農地12筆、1万1,229.61㎡につきましては、平成24年2月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

655番の3、金子新田地内の農地2筆、5,030㎡につきましては、平成28年1月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定するものであります。

次の526番の3から92ページの16番の3までの8件につきましては、本年8月の総会でもご説明をいたしましたが、平成21年の農地法改正により規制緩和された一般法人が農業参入する場合の要件である解除条件付きの貸借契約に基づき、利用権設定がされるものであります。

戻りまして、526番の3からご説明をいたします。526番の3、東鱒田地内の農地4筆、3,548㎡につきましては、平成22年2月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権を設定するものであります。

90ページをお願いいたします。529番の3、吉田地内の農地2筆、5,977㎡につきましては、平成22年2月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

717番の3、西中地内外の農地計5筆、5,039㎡につきましては、平成23年3月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定するものであります。

501番の3、西中地内の農地2筆、2,520㎡につきましては、平成24年1月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

666番の3、吉田地内の農地9筆、6,796㎡につきましては、平成26年3月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

308番の3、東鱒田地内の農地1筆、988㎡につきましては、平成26年12月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

663番の3、吉田地内外の農地計3筆、7,968㎡につきましては、平成28年1月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

92ページをお願いいたします。16番の3、吉田地内の農地7筆、1万4,011㎡につきましては、平成30年4月総会におきまして農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、12月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時24分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転5件、新規設定56件、再設定182件、農地利用集積円滑化事業による耕作者変更10件、合計件数253件、面積133万7,824.98㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定する案件以外の245件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする8件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

97ページをご覧ください。今月意見を求められている案件は、新規設定6件、面積6万543.02㎡、利用権移転、議案の集計欄では、利用権の設定年数ごとになっておりますが、案件としましては4件、面積6万7,249.65㎡、合計では10件、面積12万7,792.67㎡であります。

93ページにお戻りをお願いいたします。1番から順にご説明をいたします。なお、議第2号参考といたしまして、本年10月12日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。議案一番左側の番号欄に括弧内で記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、吉田地内外の農地計66筆、3万4,978.02㎡。

2番は、五明地内外の農地計9筆、9,015㎡。

3番は、東鱈田地内の農地1筆、941㎡。

4番は、金子新田地内外の農地計5筆、7,391㎡。

5番は、小滝地内の農地4筆、3,404㎡。

6番は、鬼木新田地内の農地9筆、4,814㎡。

以上、6件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件についてご説明をいたします。なお、7番及び8番につきましては、議第1号の農地集積円滑化事業に係る案件の際にもご説明をいたしましたが、一般法人が農業に参入する場合の要件である解除条件つき貸借契約に基づき、利用権移転がなされるものであります。

7番は、平成26年12月総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の東鱈田地内の農地9筆、6,793㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

96ページをお願いいたします。8番は、点線で区切られている上から順に平成27年11月総会、平成27年12月総会、平成28年10月総会、平成29年1月総会、

平成29年9月総会、平成30年9月総会で、それぞれの総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の西中地内外の農地計42筆、1万8,071㎡について耕作者の変更がありましたので、それぞれの残存期間について利用権移転をするものであります。

9番は、平成30年2月総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の東鱈田地内の農地1筆、1,201㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

10番は、平成28年10月総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の福島新田地内の農地3筆、8,996㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上、4件は、それぞれ記載の借り受け人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定6件、利用権移転4件、合計件数10件、面積12万7,792.67㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申をします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題

といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

102ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積4万2,900㎡であります。

98ページにお戻りをお願いいたします。30番は、上保内地内の農地1筆、188㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。済みません。番号「30番」と申し上げましたが、「37番」の間違いでございます。大変ございませんでした。

それでは、続けてご説明を申し上げます。38番は、大沢地内の農地4筆、7,551㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

39番は、下保内地内の農地5筆、2,056㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

40番は、長沢地内の農地1筆、89㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

41番は、代官島地内外の農地計92筆、3万3,016㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積4万2,900㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

103ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積212㎡であります。

16番は、西中地内の農地1筆、212㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺中学校北東100m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地南側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の93番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積212㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

104ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積340㎡であります。

5番は、善久寺地内の農地2筆、340㎡を西側既存宅地46.28㎡と一体利用し、農舎1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、栄中央小学校西側750m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積340㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

107ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計面積4,076.66㎡であります。

105ページにお戻りをお願いいたします。93番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の16番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

94番は、鶴田1丁目地内の農地2筆、394㎡を賃貸借権の設定により西側既存雑種地989㎡と一体利用し、資材置き場及び通路兼資材荷おろし場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校東側350m付近で、10ha以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

95番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、357㎡を売買により取得し、北側既存宅地214.75㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、農業体験交流センター北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

106ページをお願いいたします。96番は、柳沢地内の農地7筆、385㎡を売買により取得し、北側既存雑種地等4,046.80㎡と一体利用し、障害者施設3棟、倉庫1棟、駐車場36台及び緑地等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条テクノスクール東側250m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域外の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

97番は、三竹1丁目地内の農地5筆、917㎡を使用貸借権の設定により北側既存宅地386.04㎡と一体利用し、アパート1棟、駐車場24台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、消防署東分遣所北西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

98番は、西鱈田地内の農地1筆、72㎡を贈与により取得し、西側既存宅地210.15㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、鱈田保育所南東50m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

99番は、中島地内の農地1筆、391㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号千把野交差点北西500m付近で、住

宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されま
す。

100番は、荻堀地内の農地2筆、983㎡を売買により取得し、薬局1棟、駐車場
16台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当
たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所下田庁舎北側200m付
で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断
されます。

101番は、飯田地内の農地1筆、365㎡を売買により取得し、事務所1棟及び駐
車場10台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当
り約〇〇〇円あります。場所につきましては、飯田小学校南西200m付近で、500
m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道・下水道が埋設されてい
ることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願ひます。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合
計件数9件、面積4,076.66㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受
け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願ひます。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただい
ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第7号『農地の公売（買受）適格者証明願ひについて』を議題といた
します。

事務局、説明願ひます。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『農地の公売（買受）適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

108ページをご覧ください。今月の申請は1件で、先月買受適格者証明書を交付した案件について、他の方から買受適格者証明願が提出されたものであります。先月もご説明をいたしましたが、買受適格者証明願については農地の公売や競売に参加する場合に証明願が提出されるもので、農業委員会は農地法第3条第1項または第5条第1項の許可ができるか否かの判断をし、許可が適当であるとされたものについて証明書を交付するものでございます。

それでは、議案の説明をいたします。今回、適格者証明願が出されている案件は農地法第5条第1項の規定による許可を要する案件で、先月他の方に証明書を交付した案件であります。公売となる農地は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、991㎡で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地で、農用地区分は第3種農地と判断されます。公売実施機関は財務省関東財務局で、公売入札期間は平成31年1月8日から平成31年1月17日で、最低売却価格は〇〇〇円であります。適格者証明願い出者は1名で、宅地分譲地として開発したいため、願い出がされたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第7号『農地の公売（買受）適格者証明願いについて』は、件数1件、願い出者1名の申請について、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法第5条の許可要件を満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

暫時休憩を求めます。

議長（佐藤会長代理）

じゃ、休憩します。

（午前10時25分から午前10時34分まで休憩）

議長（佐藤会長代理）

これより会議を再開します。

お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第8号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

今回意見照会のありました案件は、下田地区の軽微変更1件でございます。位置につきましては、110ページの変更箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請者は、〇〇〇〇で、南中において養鶏業を営んでおります。今回申請地は、南中1029番の2及び1030番の2で、面積3,202㎡で、台帳地目は田及び畑、現況地目は原野及び畑でございます。今回の軽微変更は、鶏舎の用地として利用したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第8号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、下田地区における軽微変更1件、面積3,202㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

熊倉委員。

17番（熊倉 睦委員）

この養鶏場に関して、何年前ですか、2年ぐらい前に養鶏場をやりたいんだという話

が地元のほうで出て、前の委員の〇〇〇〇さんと2人で農地パトロールのときにちょうど社長さんがおられたんで、どこでやるんだらうかねという話を聞いて、現地も確認いたしました。今回は養鶏場ということで鳥を飼うところなのか。この近くにそのふんを一時保管しておくような場所をつくるのか、それがちょっと定かでないと思います。この近くには住宅があるもので、もしそれ確認できたらと思います。ふんを置くところをつくるのか、それとも養鶏場として建物を建てるのか、その近隣で暮らしている住宅の人たちに、においとかそういうのが結構出るかと思しますので、それを確認してあるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

議長（佐藤会長代理）

事務局。

事務局（清水事務局長）

今回の意見照会につきましては農振の変更についてということで、その辺私どもは鶏舎というふうに聞いておりますけども、要は農振の軽微変更で農業用施設用地に変更になると、その次は農地法の5条に関する許可申請がなされることとなりますので、その際にしっかりと計画が出されるものというふうに考えてございます。その際には皆様からしっかりとご審議をいただき、要は例えば地元のほうの了解であるとか、そういったのも確認をしてまいりたいというふうに考えてございますので、今回あくまでも農振の変更、まず農振を変更した後に次のステップが農地法の許可というふうになりますので、その際にご審議をいただければというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

熊倉委員、よろしいでしょうか。

17番（熊倉 睦委員）

はい。

議長（佐藤会長代理）

それでは、お諮りいたします。議第8号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、変更やむを得ないものと認めることで答申します。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（佐藤会長代理）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思えます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（佐藤会長代理）

農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

農政対策部会では、1月21日午前9時30分より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

案件につきましては、19日に開催いたしました農政対策部会に引き続きまして、平成31年度農作業賃金・機械作業料金についてでございます。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。1月25日午前9時より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しております。

また、当日は、午後6時から〇〇〇〇におきまして新年会を開催しますので、ご出席をお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましたが、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（ 1 1 番）
